

府中市いじめ防止基本方針

平成26年5月 策定

令和8年6月 改定

府中市教育委員会

目次

はじめに	p 3
いじめ問題への対応全体図	p 4
府中市いじめ防止基本方針 3つの柱	p 5
1 「基本方針」策定の目的	p 7
2 いじめの定義等	p 7
(1) いじめの定義	
(2) 対応の留意点	
3 府中市におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方	p 9
(1) いじめの未然防止	
(2) 児童生徒の主体的な活動の推進	
(3) いじめの早期発見	
(4) いじめ見逃しゼロ	
(5) いじめへの組織的な対応	
(6) 地域や家庭等との連携	
(7) 関係機関との連携	
4 府中市におけるいじめの防止等に関する取組み	p11
(1) 府中市いじめ防止対策推進協議会の設置	
(2) 府中市いじめ問題調査委員会の設置	
(3) いじめの防止等に関する取組み	
5 学校におけるいじめの防止等に関する取組み	p13
(1) 児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進	
(2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定（見直し）	
(3) いじめ防止委員会の設置等	
(4) いじめ事案の組織的な対応	
(5) いじめ防止委員会を機能化させるための教職員の役割	
6 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え	p19
(1) いじめの重大事態の基本的な考え方	
(2) いじめの重大事態への対応	
(3) 学校における平時からの備え	
7 「府中市いじめ防止基本方針」の公表及び改定	p21

資料 「府中市立学校いじめ重大事態に関する調査報告書」を踏まえた再発防止策

【「基本方針」に頻出の用語の定義】

- 法・・・・・・・・・・・・・・・・いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
- ガイドライン・・・・・・・・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
（令和 6 年 8 月改訂版 文部科学省）
- いじめ・・・・・・・・「法」第 2 条第 1 項に規定する「いじめ」
- 基本方針・・・・・・・・府中市いじめ防止基本方針
- いじめ防止委員会・・・・・・・・「法」第 22 条に基づいて、学校が設置するいじめの
防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）
- 対象児童生徒・・・・・・・・いじめ及びいじめの重大事態により被害が生じた
（疑いを含む。）児童生徒
- 関係児童生徒・・・・・・・・いじめを行った疑いのある児童生徒及びいじめの
重大事態に何らかの関わりのある児童生徒
- いじめを行った児童生徒・・関係児童生徒のうち、事実確認及び調査の結果、
いじめを行ったことが明らかになった児童生徒
- 他の関係児童生徒・・・・・・・・関係児童生徒のうち、いじめを行った児童生徒以外
の児童生徒

はじめに

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、生命や身体に深刻な危険を生じさせるおそれのある行為である。

学校は、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、児童生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが求められる。また、関係者が一体となり、いじめの未然防止を充実させるとともに、早期発見・早期解決に取り組むことが重要である。

府中市では、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」（以下「法」という。）や、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、広島県の「広島県いじめ防止基本方針」に基づき、平成 26 年 5 月に「府中市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、総合的ないじめ対策を推進してきた。

基本方針策定以降、いじめの認知件数は増加傾向にあるが、これは法への理解や積極的な認知が進んでいることの表れと捉えることができる。

しかしながら、本市で生起したいじめの重大事態に係る調査において、生徒理解やケアの不足、組織的な生徒指導体制の構築、適切な情報連携、記録保存に課題があることが明らかになった。このことを受け、令和 6 年 11 月に「いじめ重大事態の再発防止策」を策定し、その取組みを推進しているところである。

この度、「広島県いじめ防止基本方針」が改定（令和 8 年 3 月改定）されたことを受け、安全・安心な学校づくりをより確実に推進するとともに、生徒指導上の諸課題に対する未然防止の一層の充実を図るため、基本方針を改定する。

基本方針では、以下の 3 点を改定の柱とする。

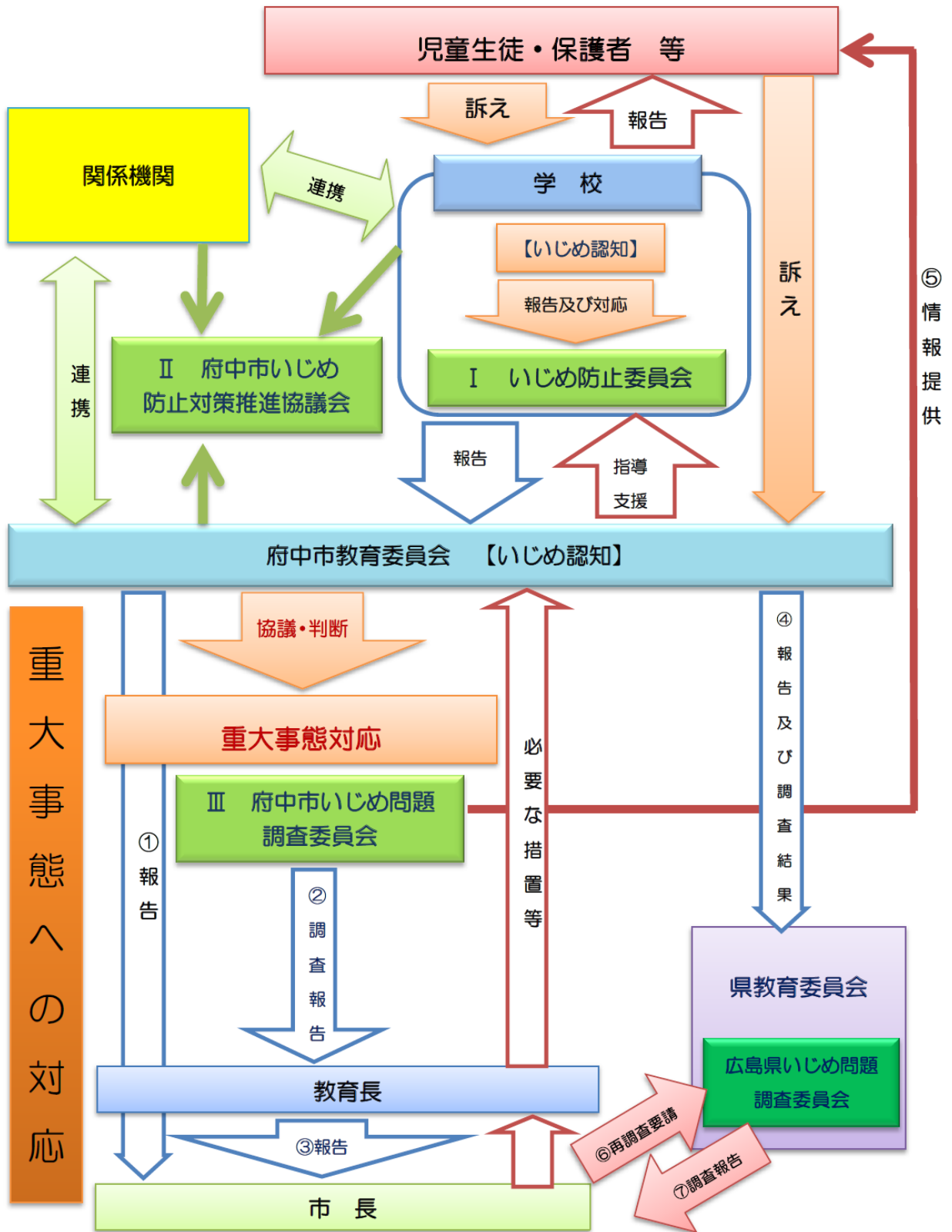
【柱 1】児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

【柱 2】いじめ防止委員会の機能化

【柱 3】いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え

基本方針のもと、市、学校、家庭、地域及び関係機関が緊密に連携し、児童生徒一人一人が生き生きと学ぶ豊かな教育活動を実現するため、いじめの未然防止や対応に総合的かつ効果的に取り組み、市全域で推進していくものとする。

いじめ問題への対応全体図



府中市いじめ防止基本方針の3つの柱

～児童生徒一人一人の自己実現に向けて～

児童生徒一人一人が、自分のよさや可能性を認識し豊かな人生を切り拓くことや、互いに立場や人格を尊重し、心身ともに健やかに成長できる教育的環境の実現を目指し、以下の3点を重ね合わせ、より確かな取組みとするため、重点的に推進する。

【柱1】 児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

○共感的人間関係の育成

学級において自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係を構築する。

○自己存在感の感受

児童生徒が学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」と実感できるようにする。

○自己決定の場の提供

学校生活の中で、児童生徒が自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が得られるようにする。

○安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級で安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する。

【柱2】 いじめ防止委員会の機能化

○「学校いじめ防止基本方針」が、各学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを検証し、「いじめ見逃しゼロ」「いじめ未解消率ゼロ」に向けて、絶えず見直しを図る。

○児童生徒の「いつもの違い・変化」や「相談・訴え（保護者等を含む）」などを把握した際には、特定の教職員で抱え込むことなく、その情報をいじめ防止委員会につなぎ、組織的かつ実効的な取組みを推進する。

○いじめ防止委員会における初動対応を機能させるために、教職員同士が共に支え合い、学び合う同僚性を基盤とした心理的安全性の高い安全・安心な環境を構築する。

【柱3】 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え

○いじめ防止委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、対象児童生徒を徹底して守り通す。関係児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、いじめの解消に向けて全教職員が一丸となり、それぞれの役割を全うす

る。

○いじめを認知した際に、学校だけで対応を抱え込むことがないように、平時から市教育委員会と連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。

○いじめの重大事態の“疑い”が生じた段階で、「法」、「基本方針」、「ガイドライン」に沿った対応を行う。

1 「基本方針」策定の目的

基本方針は、「法」第12条の規定に基づき、府中市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。基本方針は、国の基本方針や広島県の基本方針と「学校いじめ防止基本方針」の結節点となるものであって、各学校のいじめの未然防止等の取組みの基盤となるものである。

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級・ホームルームや部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) 対応の留意点

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、対象児童生徒の立場に立つこと。

イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、「法」の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

ウ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条のいじめ防止委員会を活用して行うこと。

エ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。

オ 対象児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないこと。

カ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(出典 「いじめの防止等のための基本的な方針」

文部科学大臣決定 平成 29 年 3 月 14 日)

3 府中市におけるいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識に立ち、就学前より学齢期・青年期に至るまで、一貫して自尊感情や社会的な規範意識等を高めるため、次に示す視点を中心として、取組みを推進する。

(1) いじめの未然防止

児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進し、自他の個性と他者の主体性を尊重しながら、相手の立場に立って考え、自らの行動を決断し、実行する力を育むことや、相互扶助的で、心のふれ合いを基盤とした人間関係づくりに取り組む。

また、児童生徒一人一人にとって「居場所」となる「学校、学級づくり」を推進するとともに、不安や悩みをいつでも相談できる風土を醸成し、自己実現を支える。

(2) 児童生徒の主体的な活動の推進

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動等において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒の主体的な活動を指導・支援する。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、児童生徒の何気ない一言や表情、態度に潜む「SOS」のサインのような、「いつもの違い・変化」に気付くことなどが重要である。そのため、柔軟な想像力と敏感な感受性をもって日常的な教育活動を行い、児童生徒理解を踏まえた向き合いを通して、信頼関係を構築する。

(4) いじめ見逃しゼロ

児童生徒のいつもと違う様子や人間関係の変化など、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施（個別面談の実施）、電話相談窓口等の周知等により、児童生徒が不安や悩みを抱え込むことなく、相談できる環境を整備し、いじめを見逃さないための体制を構築する。

(5) いじめへの組織的な対応

いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合、学校は直ちに、対象児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、関係児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することや、市教育委員会に報告するなど、いじめ防止委

員会を中心に全教職員が対象児童生徒を守り切るという立場に立ち、「いじめ未解消率ゼロ」に向け、組織的に対応する。

(6) 地域や家庭等との連携

社会全体で子供を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭及び地域の連携が必要である。例えば、PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等を活用するなど、いじめ事案について協議する機会を設けたり、いじめ事案について学校、家庭及び地域が連携したりする取組みを推進する。

また、子供たちは地域社会の中で生活していることから、地域住民が子供たち一人一人をしっかりと見守り、子供たちの様子で気になることがあれば、すぐに連絡できるような学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働するための体制を構築する。

(7) 関係機関との連携

いじめ事案への対応においては、対象児童生徒の安全確保や心のケアを迅速に行うために関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と連携することが大切である。

また、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、市教育委員会及び学校と関係機関が適切な連携を行う必要があるため、平素から、関係機関等の担当者の連絡先の把握や、連絡会議の開催等、情報共有の充実を図る。

4 府中市におけるいじめの防止等に関する取組み

府中市は、基本方針に基づいて、いじめの防止等のための対策を推進する。

(1) 府中市いじめ防止対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）の設置

法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、こども家庭センター、警察署、その他の関係者により構成される推進協議会を設置する。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(2) 府中市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置

法第28条第1項に基づき、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び報告を行うとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、調査委員会を設置する。

調査委員会は、第三者の専門家（学識経験者、弁護士、医師、心理や福祉の専門家、警察官等）で構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者をもって組織し、その公平性・中立性を確保する。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(3) いじめの防止等に関する取組み

ア 3つの柱の推進が、専門的知識に基づき、適切に行われるよう教職員研修等の充実を図る。

イ いじめの未然防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われ、市教育委員会、関係機関、学校、家庭及び地域社会の連携強化を図ることができるよう、必要な体制を整備する。

ウ いじめに関する不安や悩み、相談等について、児童生徒や保護者等が抱え込むことがないよう「24時間子供SOSダイヤル」「いじめダイヤル24」等、相談できる窓口を周知する。

エ 「インターネットやSNS等による投稿・拡散を通じて行われるいじめ」の未然防止及び早期対応に向け、警察と迅速に連携する体制を強化する。

オ いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」「いじめ未解消率ゼロ」のための方策等に関する研究及びその成果の普及を行う。

カ いじめの実態把握の取組状況等、学校におけるいじめの防止等の取組みの点検・充実を図る。

キ いじめの未然防止や「いじめ見逃しゼロ」「いじめ未解消率ゼロ」等に関する取組みが、総合的かつ効果的に推進されるよう、学校に対し必要な指導・支援・助言を行う。

5 学校におけるいじめの防止等に関する取組み

学校は、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立するとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止委員会を中心として、いじめの未然防止及び「いじめ見逃しゼロ」「いじめ未解消率ゼロ」等のため、市教育委員会等とも適切に連携し、次のような取組みを体系的・計画的に進めること。

(1) 児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導の推進

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性を実感できることが大切である。

そのため、次の「四つの視点」を中心として、取組みの充実を図ること。

ア 共感的人間関係の育成

学級経営の焦点は、教職員と児童生徒、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということになる。失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級づくりが生徒指導の土台となる。そのためには、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係を可能な限り早期に創りあげることが重要となる。

イ 自己存在感の感受

学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切である。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要である。

ウ 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要である。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められる。

エ 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級で安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要がある。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではない。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げることができるようにすることが大切である。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定（見直し）

ア 策定（見直し）の意義

- (ア) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、特定の教職員が情報を抱え込まず、かつ、学校のいじめ事案への対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となること。
- (イ) いじめ事案の発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者等に対し、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- (ウ) いじめを行った児童生徒への成長支援の観点から「学校いじめ防止基本方針」に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への指導・支援につなげられること。

イ 策定（見直し）の留意点

- (ア) 3つの柱に基づき、自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえること。
- (イ) いじめの未然防止やいじめの早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」「いじめの未解消率ゼロ」など、いじめの防止等全体に係る内容とすること。
- (ウ) いじめ防止委員会が組織的かつ実効的に機能するために、具体的な役割・取り組み等を明確に示すこと。
- (エ) いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
- (オ) アンケート調査、個人面談等※3の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対応について定めておくこと。

※3 アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを理解し、児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応することを徹底すること。

- (カ) 学校のホームページや通信などで公開するとともに、入学前の説明会、入学時、各年度の開始時などに児童生徒、保護者等に説明すること。
- (キ) 策定した「学校いじめ防止基本方針」が実情に即して適切に機能しているかを、いじめ防止委員会で検証し、「いじめ見逃しゼロ」「いじめ未解消率ゼロ」に向けて、見直しを図ること。

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(3) いじめ防止委員会の設置等

ア いじめ防止委員会設置の目的等

- (ア) 特定の教職員で情報を抱え込むことなく、学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること。
- (イ) 必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部専門家等が参加しながら対応し、より実効的ないじめ事案の解決を図ること。
- (ウ) いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」「いじめ未解消率ゼロ」を組織的に行うために校務運営組織に位置付けるなど、常設の組織とすること。
- (エ) 学校のホームページや通信などで、いじめ防止委員会の設置目的等を、児童生徒及び保護者等に周知すること。

イ いじめ防止委員会の役割

(ア) 未然防止

- a いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うこと。
 - (a) 全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習、情報モラル教育などを通じて継続的に行う。
 - (b) 教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、進んで報告・相談できるような環境を整備すること。

(イ) 早期発見・早期対応

- a いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての機能を担うこと。
- b いじめの早期発見や早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」「いじめ未解消率ゼロ」のため、いじめの疑いに関する情報や生徒指導上の諸課題に係る情報の収集と記録の共有を行うこと。
- c いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩み等)があった際には、緊急会議を開催するなど、いじめとして積極的に認知をするとともに、対象児童生徒及び保護者の意向を確認しつつ、情報の迅速な共有及び児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により

事実関係の把握を行うこと。

d 対象児童生徒に対する支援及び関係児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携といった対応を組織的に実施すること。

(ウ) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組み

a 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正等を行うこと。

b 「学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づき、いじめの未然防止や「いじめ見逃しゼロ」「いじめ未解消率ゼロ」等に係る校内研修を企画し、計画的に実施すること。

c 「学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、「いじめ見逃しゼロ」「いじめ未解消率ゼロ」に向けて、見直しを図ること。

(4) いじめ事案の組織的な対応

ア 「学校いじめ防止基本方針」を踏まえた対応

いじめ防止委員会において認知したいじめ事案については、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、対象児童生徒を徹底して守り通すこと。いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導すること。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、市教育委員会及び関係機関等との連携のもとで取り組むこと。

イ 警察への相談・通報

「いじめ」の中には、SNSを介したインターネット上のいじめ事案、暴力行為やいじめの動画、誹謗中傷等がSNS等に投稿・拡散される事案など、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応すること。

ウ いじめの解消に向けた取組み

認知したいじめ事案は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」2つの要件を満たし、他の事情も勘案して判断すること。

<いじめ解消の要件>

① いじめに係る行為が止んでいること

対象児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(ア) いじめの被害の重大性等から、さらに長期の取組み・見守り等の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定すること。

(イ) 相当の期間が経過するまでは、対象児童生徒及びいじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視すること。

(ウ) いじめが解消に至っていない段階では、対象児童生徒を徹底的に守り通し、いじめ防止委員会において、いじめが解消に至るまで対象児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行すること。

(エ) いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校は、当該いじめの対象児童生徒及びいじめを行った児童生徒を、日常的に注意深く観察すること。

(5) いじめ防止委員会を機能化させるための教職員の役割

ア 児童生徒との信頼関係の構築

教育活動全体で児童生徒の成長と発達を支える確かな生徒指導を推進すること。

イ 発見する・気付く

(ア) 日常的な観察や見守り等から「いつもの違い・変化」や「相談・訴え」などを把握した際には、特定の教職員が情報を抱え込むことなく窓口となる教職員（生徒指導主事・学年主任等）に伝えること。

(イ) 授業中・給食（昼食）時間の様子、登下校の様子、休憩時間や放課後の様子、人間関係の変化、アンケート、生活記録ノート（連絡帳）の記載などから、日常的な観察や見守りを行うこと。

(ウ) 児童生徒からいじめや人間関係のトラブル等について相談・訴えがあった際には、後回しにせず、心情や思いに深く寄り添いながら、傾聴の姿勢を大切にすること。

ウ つなぐ

- (ア) 早期対応につなげるために、いじめやいじめの疑いに関する情報を知り得た教職員は、窓口となる教職員（生徒指導主事・学年主任等）に即日、情報共有すること。
- (イ) 窓口となる教職員は、報告・相談を受けた情報を管理職に報告し、いじめ防止委員会につなぐこと。

エ 向き合う

- (ア) いじめが疑われる情報や、児童生徒間の人間関係に関する悩み等を把握した際には、いじめ防止委員会において、迅速に情報共有を行うこと。
- (イ) いじめ防止委員会が情報の収集と記録の共有を行う役割を担うため、いじめ防止委員会に報告後も、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ていじめ防止委員会に報告・相談すること。
- (ウ) いじめ防止委員会に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ること。
- (エ) いじめ防止委員会に、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを参画させるなど、実効的な機能を果たせるようにすること。
- (オ) 認知したいじめ事案については、その解消に向けて、全教職員が一丸となり、それぞれの役割を全うすること。

オ 初動対応の機能化

特定の教職員の抱え込みを防ぐために、教職員同士が共に支え合い、学び合う同僚性を基盤とした心理的安全性の高い安全・安心な環境を構築すること。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

6 いじめの重大事態への適切な対応と学校における平時からの備え

いじめの重大事態へ適切に対応するためには、「法」、「ガイドライン」及び「基本方針」を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用することにより、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」「いじめ未解消率ゼロ」を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組みが重要である。

法が定めるいじめの重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階からいじめの重大事態として取り組み、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、いじめの重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。

(1) いじめの重大事態の基本的な考え方

「法」第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

など、対象児童生徒の状況に着目して判断する。

「法」第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、予断をもたず、事実に基づき、報告・調査等に当たる。

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、直ちに市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会の指導・支援の下でプロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組みを行うこと。

ア 重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。

イ 市教育委員会の判断により、調査組織を学校又は市教育委員会内に置き、調

査する。

ウ 学校に調査組織を置く場合は、市教育委員会の指導・助言のもとに調査を行い、その結果を市教育委員会に報告し、市教育委員会は、市長に報告する。

エ 市教育委員会に調査組織を置く場合は、学校とともに調査を行い、その結果を市長に報告する。

オ 学校は、学校に置く調査組織に対し、必要に応じて、専門的知識を有する者の派遣を市教育委員会に依頼することができる。

カ 市長が必要と判断した場合は、県教育委員会に対して、「広島県いじめ問題調査委員会」による調査を要請する。

(3) 学校における平時からの備え

ア 生徒指導体制の確立

学校は、年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により、「学校いじめ防止基本方針」はもとより、「法」や「ガイドライン」等について理解し、いじめの重大事態とは何か、いじめの重大事態に対してどう対処すべきか認識しておくこと。

また、実際にいじめの重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、臨時のいじめ防止委員会を開催するなど、各教職員への適切な役割分担等を行い、組織的な対応を行うための生徒指導体制を確立すること。

イ 市教育委員会等との連携

学校だけで対応を抱え込むことがないように、平時から市教育委員会などと連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図ること。

ウ 記録等の作成及び保管

いじめの重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、いじめ防止委員会において会議を開催した際の記録や、児童生徒への指導及び支援を行った際の記録を作成し、保存しておくこと。

また、重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる可能性があるため、「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報を記録として残すこと。

例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されていることや、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、学校又は市教育委員会において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理すること。

エ いじめの重大事態の未然防止

いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体で3つの柱を推進し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」「いじめ未解消率ゼロ」に取り組むこと。

また、暴力行為やいじめ等の動画、個人情報等がSNS等に投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、毅然とした対応を行うこと。

7 「府中市いじめ防止基本方針」の公表及び改定

基本方針は、府中市ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組みとするため、府中市いじめ防止対策推進協議会での協議を踏まえ、必要に応じて検証及び見直しを行う。

令和6年11月
府中市教育委員会

「府中市立学校いじめ重大事態に関する調査報告書」を踏まえた
再発防止策の公表について

本市において、令和2年度に中学校に通う当時中学1年生だった生徒に対して行われたいじめに対して、いじめを受けた生徒御本人をはじめ保護者及び関係者の皆様には、長期にわたり御負担をおかけしたことを心からお詫びいたします。

また、府中市立学校に通う児童生徒の保護者の皆様をはじめ、市民の皆様にも御心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。

本件について、府中市教育委員会では当該生徒の保護者と協議のもと、令和3年9月に「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、「府中市いじめ問題調査委員会」に対して事実関係を明確にするための調査を諮問し、令和5年10月20日付で、調査委員会より調査結果の報告書が教育委員会に提出されました。報告書では、当初認知していたいじめ事案に対する学校の生徒理解やケアが十分ではなかったことや、組織的な生徒指導体制の充実や情報連携、記録の保存に課題があったことが指摘されております。

府中市教育委員会では本件を重く受け止め、いじめの問題をより適切に対応するための改善策を講じてまいりました。

この度、学校と教育委員会が取り組んできた事項や今後取り組む事項などを取りまとめた再発防止策を公表いたします。

学校や教育委員会ではこの再発防止策を確実に実践し、家庭や地域、関係機関と連携しながら、児童生徒が自らを律し、他者と協調し、人を思いやる心などをもった豊かな人間性を育める教育環境の整備を進め、児童生徒一人一人が生き生きと学ぶ豊かな教育活動を実現するため、一丸となって取り組んでまいります。

いじめ重大事態の再発防止策（学校）

各校では、いじめ重大事態の再発防止に向け、以下の取組みの徹底を図る。

生徒指導体制の構築

【児童生徒一人一人に寄り添った生徒指導】

- 1 「いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる『人権侵害行為』である」という共通認識のもと、教職員が、児童生徒一人一人の変化に気付く力を高め、児童生徒に寄り添った対応ができるようになるとともに、管理職を含めた関係教職員（スクールカウンセラー（以下「SC」という。）等の専門家を含む）が協議を行い、組織として生じた事案に対する対応方針を決定した上で、組織的に対応するために、
 - (1) 「生徒指導規程」及び「いじめ防止等に係る基本方針」に関わる研修
 - (2) 組織的な生徒指導体制及び児童生徒理解を深めるための理論研修
 - (3) いじめ認知事案や命の危機に関する事例を取り上げた研修
 - (4) SCによる「傾聴」や「カウンセリングスキル」に関する研修を実施する。
- 2 関係児童生徒に対しては、迅速で確実な事実確認を行い、管理職を含めた関係教職員（SC等の専門家を含む）が協議を行い、組織として指導方針を決定した上で、指導にあたる。また、事実を確認した後は、関係児童生徒の背景把握に努め、「児童生徒の命、安心安全な生活を守る」という強い意志を全教職員がもち、児童生徒に寄り添った指導・支援を行う。
- 3 教職員は、「授業と生徒指導は密接な関係にある」ことを理解した上で日々の授業を行い、指導が必要と認められる行為に対しては毅然とした態度で対応することで、教育活動全体を通して児童生徒と教職員の良好な人間関係を構築するとともに、広く深い児童生徒理解につなげる。
- 4 SCをはじめとした専門家との協働では、関係児童生徒の心のケアやいじめの解消に向け、対応方針の検討段階から専門的立場からの意見を取り入れるとともに、関係児童生徒や保護者のカウンセリングにつなげる。
- 5 学校は、日常的な教育活動やアンケート調査と合わせて、令和5年度より、府中市立学校全校で実施している「児童生徒総合質問紙調査」も活用し、多面的で多角的な児童生徒理解に努めるとともに、適切な支援につなげる。

- 6 児童生徒の相談窓口については、校内の教育相談窓口に合わせて、家族、友人、SC、地域の方など、児童生徒が信頼できる大人とつながることができるネットワークの構築を図り、安心して相談できる窓口を増やすことで、早期発見・早期対応につなげる。

具体的な取組み

【初期対応】

保護者を含めた関係児童生徒の訴えや思いを受け止め、丁寧な対応に努める。迅速で確実な事実確認を行い、管理職を含めた協議会での情報共有を徹底し、組織として関係児童生徒への指導方針を決定した上で、原則、複数体制で指導にあたる。学校で確認した事実は保護者に正確に伝え、解決に向けた具体的方針と対応策を提示する。

【組織的・継続的な対応】

- 1 いじめやいじめの疑いに関する情報を得た教職員は、一人で抱え込むことなく、直ちに学年団、管理職、生徒指導主事・担当に報告し、いじめ防止委員会を開催する。いじめ防止委員会では、事実確認を行うための役割分担を行い、対応にあたる。聞き取った情報をもとに全体像を把握し、被害児童の安全を最優先として、対応方針を決定する。「いつ」「誰が」「どのように対応するのか」を決め、全教職員に周知し、迅速に行う。また、SCやスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）が早期にいじめ防止委員会に参加できるよう勤務日の調整を行う。
- 2 学校は、被害児童生徒が安心して学校生活を送るための具体的な計画（登下校の方法や校内巡視指導など）を全教職員で共有、確認、分担し、取り組む。取り組みの評価を随時行い、改善を図る。
- 3 学校は、いじめ行為が解消したと判断した後も、被害児童生徒の身体的・精神的な苦痛が続いていることも念頭におき、継続的な状況把握に努める。再び、被害児童生徒の身体的・精神的な苦痛が認められた時には直ちに、心情を受け止め、問題解決・心のケアにあたる。
- 4 学校は、毎年、各校で策定している「いじめ防止等に係る基本方針」を周知・徹底するための研修を行うとともに、見直し、必要に応じて改訂を行う。

【「可視化」と「記録化」による情報共有】

- 1 学校は、いじめの状況把握のために作成した記録やいじめ対応にあたっての対応経過記録、いじめ防止委員会の議事録を確実に作成し、保存する。作成した記録はいじめ対応のアセスメントや評価に活用する。また、いじめ対応を多角的に検討するために、児童生徒への聴き取りや保護者対応の担当者が作成した個別の記録も併せて保存する。
- 2 学校は、いじめ防止委員会で把握した情報や対応方針、指導の進捗をいじめ防止委員会で情報共有するだけでなく、全教職員での情報共有に努める。
- 3 学校は、いじめ防止対策に係る対応について、学校運営協議会やPTA・保護者と学校の取組み方針の共有化を図る。

【関係機関等との連携】

- 1 学校は、府中市教育委員会、府中市役所の相談窓口、東部こども家庭センター、警察署、病院等と積極的に連携する。
- 2 学校は、学校だけでは解決が困難な事案に対しては早期から学校が直接、弁護士や医師など専門家からアドバイスを受けられるよう市教委に働きかけ、支援体制の構築を求めることで、適切な対応につなげる。
- 3 学校は、関係する児童生徒がつながる専門機関に対して、本人や保護者の了解を得て、情報共有やケース会議への参加依頼など連携を図る。

いじめ重大事態の再発防止策（府中市教育委員会）

府中市教育委員会（以下「市教委」という。）では、いじめ重大事態の再発防止に向け、以下の取組みを徹底する。

1 調査報告書の提言を受けて

（1）児童生徒一人一人に寄り添った生徒指導

市教委は、教職員が「いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる『人権侵害行為』である」という共通認識のもとで生徒指導ができるように研修体制を整え、安心・安全な風土を醸成すように指導する。また、対応にあたっては、個々の状況に寄り添い、府中市スクールカウンセラー（以下「SC」という。）・府中市スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）・府中市スクールガード支援員等の専門スタッフを効果的に活用したいじめ対応を推進する。

（2）いじめを重大事態化させないための初期対応

市教委は、学校がいじめ防止対策推進法の理解を深め、いじめを判断する場合にいじめを受けている側に寄り添い、いじめにつながる行為を見逃さず、気付いた段階で情報共有を怠らないよう指導を徹底する。

（3）組織的・継続的な対応

市教委は、学校全体で組織的・継続的ないじめ対策を行うことができるよう、情報共有を図る具体的な方法や伝達経路を作成、周知徹底し、SCやSSW等と協働したいじめ防止委員会を中心に、教職員全員で共通理解を図ることができるよう指導を徹底する。

（4）「可視化」と「記録化」による情報共有

正確な事実確認による適切な指導及び指導の検証につなげるために、いじめ問題に係る聞き取り記録や会議の記録を作成し、保存することは必要不可欠であるため、正確な記録を残すことを市教委は学校に対して指導を徹底する。

（5）関係機関との連携

市教委は、いじめの状況に応じて、学校が関係機関から適切な助言を得られるよう体制を構築する。また、府中市いじめ問題調査委員会の機能を活用し、適切ないじめ対応につなげられるよう、連携を図る。

2 その他の取組み

(1) 校長・教頭等研修会

市教委は、各校が再発防止策と照らし合わせ、「いじめ防止等に係る基本方針」及び「組織的な生徒指導体制の在り方」を見直すとともに、確実に実行するよう校長及び教頭等に指導する。

(2) 臨時生徒指導主事等研修会の開催

市教委は、学校が各校の実態や課題に応じて、本報告書及び再発防止策に沿った校内研修を実施できるよう、研修の企画段階から指導・助言を行う。

(3) 府中市いじめ防止対策推進協議会

市教委は、関係機関に府中市立学校のいじめの状況や対応方針を共有し、協力体制の構築を図る。

(4) 府中市いじめ問題調査委員会

市教委は、府中市立学校のいじめの状況や対応について評価し、より適切な対応につなげることができるよう、定期的に連携を図る。

(5) 相談窓口の拡充

市教委は、学校が取り組む教育相談窓口に加えて、令和4年度末より府中市立学校全校で実施している「匿名相談アプリ」の活用などにより、児童生徒が安心して相談できる窓口の拡充を図る。

(6) 「いじめ重大事態の再発防止策」に基づく点検シートの活用

市教委は、点検シートを活用し、各校の取組みの点検・評価を行うとともに、市教委自らの取組みについても、点検・評価を行う。